

3世高福第1254号  
令和4年2月10日

各介護サービス事業所・施設管理者 様

世田谷区高齢福祉部長  
長岡 光春

まん延防止等重点措置の延長を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から世田谷区の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

これまで区は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、社会的検査の実施をはじめ各種施策に取り組むとともに、国の通知等に基づいて、事業運営にあたり、感染予防対策を徹底していただくよう、FAX情報便や区のホームページを通じてお願いしてまいりました。

さて、東京都のまん延防止等重点措置の期間が3月6日まで延長されることになりました。区内の介護サービス事業所・施設におかれましては、下記のとおり、引き続き感染防止対策の再徹底等をお願いいたします。

なお、区としても各種対策を講じることにより、必要なサービスの提供体制を維持できるよう、各事業所・施設とともに取り組んでまいります。

## 記

### 1 まん延防止等重点措置を踏まえた対応について

感染防止対策を再徹底したうえで、各事業所・施設の運営を継続してください。

### 2 感染防止対策の再徹底について

各事業所・施設におかれましては、感染防止対策を徹底の上、サービス提供の継続に努めていただいているところですが、改めて以下の内容についてご確認ください。

新型コロナウイルス関連の介護事業所向けの情報については、区のホームページ「介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ」（下記四角囲みの【世田谷区ホームページ】）で周知しております。

これまでにご案内させていただきましたガイドライン等の資料や感染対策研修（後述）の動画配信等を改めてご確認の上、職員・利用者の検温、消毒及び換気などの感染防止策の再確認・再徹底をお願いします。

また、感染拡大防止対策として、利用者ごとの担当職員を固定するなど人員配置について配慮する、職員同士の休憩時間や更衣室等での接触を極力避けるなどの取り組みも効果的です。

対策には基本的な知識が大変重要です。職員や施設関係者など多くの方の視聴、活用を図っていただければ幸いです。また、厚生労働省等から新たな情報が発出されましたら随時ホームページに掲載してまいります。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/010/002/d00184375.html>

### 3 高齢者施設等の従事者の新型コロナワクチン接種について

#### (1) 3回目接種における専用予約枠について

区では、高齢者施設等の従事者ができる限り新型コロナワクチンの3回目接種を早期に受けられるよう、区の集団接種会場において専用の予約枠を設けることとしました。

対象者は、介護サービス事業所・施設の従事者のうち、世田谷区に住民票の登録がある方です。詳細については区ホームページをご確認いただき、ワクチン接種を希望する従事者への周知等をお願いいたします。

【世田谷区ホームページ】専用の予約枠を設けます（エッセンシャルワーカー、感染時のリスクが高い方）  
目次から探す⇒福祉・健康⇒健康・保健・衛生⇒健康危機管理⇒新型コロナウイルス感染症⇒  
ワクチン接種に関するまとめ⇒ワクチン接種予約について⇒専用の予約枠を設けます  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujifukushi/003/005/006/013/002/d00195825.html>

#### (2) 東京都大規模接種会場でのワクチン接種について

東京都の大規模接種会場において、高齢者施設等の従事者を対象にワクチン接種を実施しています。接種会場や日時等の確認及び予約申込みについては、以下のURLからお願いします。

【東京都新型コロナウイルスワクチン大規模接種予約システム】  
<https://tokyovaccine.pa-cv19-reserv.jp/static/fukuho/ed590140.html>

### 4 陽性者が発生した事業所・施設の濃厚接触者へのPCR検査について

新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会的検査（随時検査）の需要の増加により、検査の実施までに時間を要している等の状況から、濃厚接触者のうち無症状で、世田谷区内にお住まいの方であれば、区内臨時PCR検査会場で検査を受けていただくことが可能となりました。詳細については、区ホームページをご確認ください。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ  
目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒  
介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ⇒世田谷区臨時PCR検査会場における介護  
サービス事業所等の濃厚接触者への検査の実施について  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujifukushi/001/003/001/d00196226.html>

### 5 陽性者が発生した事業所・施設への支援

・東京都が実施する「令和3年度サービス提供体制確保事業」等の活用により、消毒・清掃費用や衛生用品の購入費用、職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保のための割増賃金・手当・旅費・宿泊費等、サービス提供体制確保に必要な費用等について補助を行います。また、陽性者が発生し職員が不足した施設・事業所へ応援職員の派遣を行った場合に、応援派遣する職員の割増賃金・手当・旅費・宿泊費等について、職員を派遣した施設・事業所に対して補助を行います。（同一法人内事業所への応援派遣を含む）詳細については東京都ホームページをご確認いただき、申請等の漏れがないようご注意ください。（申請期限：2月18日 ※現段階の東京都ホームページ）

【東京都ホームページ】令和3年度サービス提供体制確保事業  
<訪問系事業所、通所系事業所、短期入所系事業所、認知症対応型共同生活介護>  
[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/servicekakuho.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/servicekakuho.html)  
  
<介護施設等（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）>  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/servicekakuho.html>

・「令和3年度世田谷区高齢者・障害者施設等支援事業」では、陽性者発生時の施設支援金及び職員派遣支援金として、補助を行います。詳細については区ホームページをご確認いただき、申請にあたっては事前相談を行ってください。（申請期限：3月31日）

【世田谷区ホームページ】令和3年度高齢者・障害者施設等支援事業

目次から探す⇒福祉・健康⇒健康・保健・衛生⇒健康危機管理⇒新型コロナウイルス感染症⇒

事業者・労働者向けの情報⇒融資・支援⇒令和3年度高齢者・障害者施設等支援事業

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/010/001/d00190589.html>

## 6 感染症対策アドバイザーの派遣について

事業所・施設内のクラスター発生予防対策及び業務継続・再開等に係る新型コロナウイルス感染症対策に関し、アドバイザーである医師または感染管理認定看護師から助言を受けることができます（メール、電話での相談も可）。施設等の状況に応じた助言をしておりますので、ご活用ください。

【問合せ先】①特別養護老人ホーム及び介護事業所以外の高齢者施設

高齢福祉課事業担当（運営） 電話 03-5432-2412

②介護保険サービス事業所・施設（①の施設を除く）

介護保険課事業者支援担当 電話 03-5432-2884

## 7 新型コロナウイルス対策を中心とした感染対策研修のご案内

新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、安心して利用者への支援が継続できるよう、福祉サービスに従事する職員として必要な感染対策の正しい知識を学べます。動画配信による研修（申込み不要）で、動画視聴可能期間であれば、事業所や受講者の都合に合わせて受講ができます。

○動画視聴可能期間：令和4年3月31日（木）午後5時まで

○受講方法：上記期間に区ホームページから動画を視聴できます。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ⇒区からのお知らせ（令和4年1月20日付）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/010/002/d00184375.html>